

諮問日：平成29年5月9日（平成29年度（最情）諮問第16号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（最情）答申第28号）

件名：最高裁判所事務総長室の写真が含まれる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総長室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年4月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

探索の結果、本件開示申出文書に該当する文書は確認されなかった。

最高裁判所事務総長室については、写真が添付された工事の報告書等は存在しない。また、同室は対外的に公開しておらず、同室において行事等を公開して実施することもないから、工事以外に同室の写真が撮影される機会はない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年6月30日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件のほかにも、対外的に公開されていない最高裁判所長官室等の写真が含まれる文書について開示申出をしたところ、当該開示申出については、最高裁判所庁舎の工事に関して施工業者が作成した報告書の抜粋に係る情報が提供されている（平成29年度（最情）答申第27号参照）。これを踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長室において行事等を公開して実施することはないため、工事以外に同室の写真が撮影される機会はなく、また、探索の結果、同室については写真が添付された工事の報告書等は存在しないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人